

下呂市生産性向上人材育成支援事業補助金交付要綱（平成31年3月20日告示第38号）

最終改正:令和7年3月28日告示第92号

改正内容:令和7年3月28日告示第92号 [令和7年3月28日]

○下呂市生産性向上人材育成支援事業補助金交付要綱

平成31年3月20日告示第38号

改正

令和3年11月1日告示第224号

令和7年3月28日告示第92号

下呂市生産性向上人材育成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者等が労働生産性の向上のために行う人材育成を支援することにより、中小企業者等の経営基盤の強化と市内産業の振興を図ることを目的として、予算の範囲内において補助金を交付することに關し、下呂市補助金等交付規則（平成16年下呂市規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、市内において1年以上継続して事業を営んでおり、市税を完納し、市内に事業所又は事務所（以下「事業所等」という。）を有するものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業等を営む者を除く。）
- (2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する事業協同組合、事業協同小組合、企業組合及び協業組合
- (3) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- (4) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
- (5) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する一般社団法人及び一般財団法人
- (6) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条に規定する公益社団法人及び公益財団法人
- (7) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- (8) 森林組合法（昭和53年法律第36号）第3条第1項に規定する森林組合及び生産森林組合
- (9) その他市長が認める者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が、市内の事業所等に勤務する従業員又は経営者に対して行う労働生産性の向上のための人材育成事業で、次の各号の一以上を目的とした外部研修会への参加に関するものとする。

- (1) 生産性及び技術力の向上による競争力強化
- (2) 生産管理及び現場管理能力の向上による事業の効率化
- (3) 経営管理能力の向上による業務改善
- (4) 企画力及び販売営業力などのマーケティング力の強化
- (5) 業務遂行上必要な知識、技能及び資格の取得
- (6) その他市長が適当と認めた外部研修会への参加

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業としない。

- (1) 法令等で定められる資格の更新のための外部研修会への参加
- (2) 年度内に完了しないもの
- (3) 他の補助金の交付を受けているもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、受講料（食事代を除く。）、受験料、外部研修会に義務付けられたテキスト等購入費で補助対象者が負担する額とし、その額が1人当たり2万円以上のものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）で、1補助対象事業につき1人当たり3万円を限度とする。

2 同一年度内において同一補助対象者に対する補助金の合計額は、10万円を限度とする。

3 同一人が同一補助対象事業に複数回参加する場合は、翌年度以降も含めて1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業を開始する前に、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に生産性向上人材育成支援事業計画書（様式第1号）を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請を受けたときは、その内容を審査し、適當であると認めたときは、補助金の交付を決定し、規則第7条に規定する補助金等交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の内容変更又は中止申請)

第8条 補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容を変更し、又は補助対象事業を中止しようとするときは、あらかじめ下呂市生産性向上人材育成支援事業補助金変更・中止申請書（様式第2号）を市長に提出し、その承認を受けなければ

ればならない。

(補助対象事業の内容変更又は中止承認)

第9条 市長は、前条の規定による補助対象事業の内容変更又は中止申請を受けたときは、その内容を審査し、適當であると認めたときは、補助対象事業の内容変更又は中止を承認し、下呂市生産性向上人材育成支援事業補助金変更・中止承認書(様式第3号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に生産性向上人材育成支援事業報告書(様式第4号)を添えて、市長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(告示の失効)

2 この告示は、令和11年3月31日に限り、その効力を失う。

附 則(令和3年11月1日告示第224号)

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

附 則(令和7年3月28日告示第92号)

この告示は、令和7年3月28日から施行する。
